

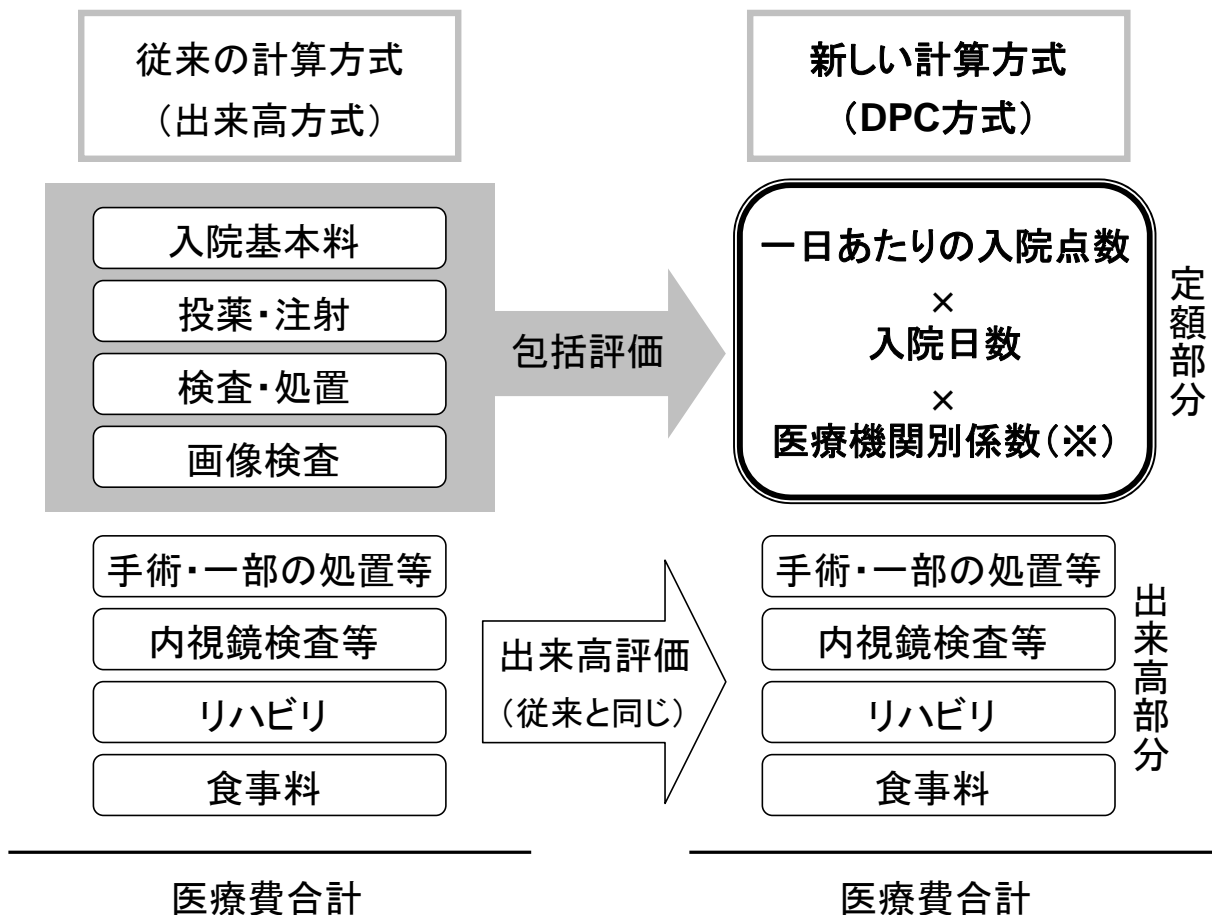
DPC（包括評価）制度のご案内

当院は厚生労働省より認可され、平成 24 年 4 月 1 日より、「DPC（診断群分類別包括評価）方式」の対象病院になります。これに伴い、入院医療費の計算方法が変わりますのでお知らせいたします。

DPC（診断群分類別包括評価）方式とは？

従来のような「出来高払い方式」とは異なり、病名や治療内容に応じた分類ごとに定められた一日あたりの医療費からなる定額部分と、出来高部分（手術、麻酔、リハビリ、指導料等）を合算する新しい計算方式です。

DPC 方式における診療費の内訳



※医療機関別係数は、病院の機能や看護配置に応じて病院ごとに設定されます。(国が設定します)

DPCに関する Q&A

Q1. いつから「DPC」による計算方式に変わりますか？

- A. 平成 24 年 4 月以降新たに入院された患者様が対象になります。3 月 31 日以前から入院されている患者様につきましては、5 月末までは今まで通りの計算方法で計算されます。

Q2. 入院したすべての患者が対象になるのですか？

- A. 患者様の病名が DPC 対象となる診断群分類（平成 22 年 4 月 1 日現在 1,880 分類）のいずれかにあてはまる場合に対象となります。あてはまらない場合は、今までと変わらず「出来高払い方式」となります。
- なお、自動車損害賠償責任保険（自賠責）、労働者災害保険（労災）、治験等自費診療の患者様は DPC 対象外となります。

Q3. 医療費の支払い方法は変わりますか？

- A. 患者様の一部負担金の支払いは、基本的に変わりません。入院中の定期請求については、月 1 回（月末締め）の請求となります。退院時の請求は今までと変わらず、退院時に請求となります。

Q4. 入院中に症状が変わった場合や入院診療科が変わった場合は？

- A. 患者様の症状の経過や治療の内容によって入院の主疾患が変更された時点（診断群分類を変更した時点）で、入院日にさかのぼって DPC の計算をやり直します。前月分の医療費の差額については、翌月または退院時に過不足の調整をさせていただきます。

Q5. DPC の対象となる病気でも出来高で計算してもらえますか？

- A. 厚生労働省の定めにより、DPC の対象となる病気は出来高方式による計算ができません。

Q6. DPC になると、入院費は高くなりますか、安くなりますか？

- A. 患者様の病名と診療内容によって 1 日あたりの医療費が決定するため、高くなることもあれば、安くなることもあります。

Q7. 早く退院させられることはありませんか？

- A. 入院・退院の決定は、医師が医学上の判断に基づいて行います。

Q8. 医療費の限度額適用認定や高額医療費の制度の扱いはどうなりますか？

- A. 医療費の限度額適用認定や高額医療費の制度の扱いは、今までと変わりません。

Q9. 個室料（室料差額）や食事代はどうなりますか？

- A. 個室料（室料差額）、食事療養費の扱いは今までと変わりません。